

概 要 環境基本計画：P3～P6

- **趣旨・目的**：川島町では環境に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、良好な環境を将来にわたって確保することを目的に、「川島町環境保全条例」を平成25年3月29日に施行しました。この条例では、生活環境や自然環境の適正な保全についての基本理念を定め、町、町民、事業者、それぞれの責務を明らかにするとともに、お互いが連携・協働しながら、環境の保全に関する施策の基本的な事項、その他の必要な事項を定めており、条例の基本理念に基づき、平成27年3月に「**環境基本計画**」を策定したものです。なお、令和3年3月には、計画策定から5年が経過し、環境を取り巻く社会情勢の変化に対応するため見直しを行っています。
- **位置づけ**：川島町が定める環境関連計画の指針となるものであり、国・県の法律や条例との整合性を図りつつ、第6次川島町総合振興計画を環境面から推進するもので、環境政策の基本的な方向を示すものとなります。
- **対象区域**：川島町全域 ■ **計画期間**：平成27年度（2015年度）から令和11年度（2029年度）までの15年間

4つの環境分野 環境基本計画：P5

環境基本計画が対象とする「環境」は、『①**自然環境**』『②**生活環境**』『③**快適環境**』『④**環境保全活動**』の4分野とします。身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとし、ます。

望ましい環境像 環境基本計画：P52

四方を川で囲まれた川島町では、この特徴を活かした、美しい水田風景や親水空間が形成されています。これらの自然や田園風景を保全していくことは、本町の責務です。また、世界的に持続可能な社会を目指すことが求められている昨今においては、自然との共生がよりいっそう重要な課題となることから、自然が織り成す景観を保全するとともに、その魅力を引き出すまちづくりに取り組む必要があります。

「環境基本計画」では、これらのことを踏まえて、**望ましい環境像**を以下のとおり定め、現在及び将来における、安全で、健康かつ快適な環境を保全・創出することを目指します。

『美しい景観・自然との共生
快適で活力ある かわじま』

計画推進のしくみ 計画推進のしくみ：P76～P80

1 庁内体制の整備（連絡・調整）

施策の対象範囲は広範囲に及ぶため、計画に定める施策の推進に関しては、全庁的な取組の体制整備と、連携・協力が不可欠です。このため、各課・施設の担当者を通じて、各施策の進行状況把握・点検及び関係課との連絡・調整を行います。

2 審議会

環境保全審議会並びに廃棄物減量等推進審議会は、それぞれ条例の規定があり、専門的な立場から調査・審議を行う機関で、関係団体の代表、学識経験者を有する者など、15人以内で組織しています。審議会においては「環境基本計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」等の進捗状況などの報告を受け、必要に応じて計画の見直しなど、専門的かつ広い見地から審議を行います。

3 計画の点検・評価

各計画については、進捗状況を定期的に点検・評価することにより、地域の環境の継続的な改善を図ります。このとき、①計画(Plan) ②実行 (Do) ③点検・評価 (Check)、④見直し (Action)という手順を踏まえ、その時点で進捗状況の把握や課題の抽出などを行います。

4 結果の報告

計画の進捗状況は、審議会に報告し、委員からの意見・指導を受けるものとします。なお、年次報告では、計画の全体的な進捗状況、それぞれ施策の実施状況、環境の改善状況などを踏まえて、環境保全のための目標の達成状況を点検・評価し、見直しなどを検討します。また年次報告の結果については、町ホームページに掲載し公表します。